

國
密

日緬條約締結ニ關スル件

昭和十八 六 三

一、獨立ニ際シ日緬兩國ハ大東亞戰爭完遂ノ爲軍事上、政治上、經濟上完全ナル協力ヲ爲スモノナル旨ノ盟約ヲ主體トシ、同盟條約ヲ締結ス

右同盟條約ニ於テ特ニ共同ノ戰爭目的ヲ明示ス

ニ、獨立ニ際シ緬甸側ト協議決定ヲ要スル具體的事項ニ付テハ大使ト緬甸政府當局トノ間ニ往復スル外交書翰及現地軍司令官ト緬甸政府當局トノ間ノ軍事取極ニ依ルカ又ハ事實上ノ協議ニ依リ之ヲ定ム

要綱案別紙通

大東亞省

(東東2102) (日本標準規格 B6)

S 1.7.0.0 - 46

248

インドネシア 蘭 但シ相當期間後見地域タル自治邦
聯邦
(ロ) 「ニューギニア」 「チモール」
帝國領土
セ 「グアム」 「ウエーク」 「ソロモン」 其他諸島嶼
帝國領土 英米

大東亞省

(東東2102) (日本標準規格 B6)

S 1.7.0.0 - 46

247

REEL No. A-1206

0303

アジア歴史資料センター

極秘

昭和八年
三月

戦争完遂ニ關スル日緬間同盟條約（案）

日緬兩國政府ハ東亞ノ禍亂ヲ釀成助長セシメテ遂ニ今次戦争ヲ不可
避ナラシメタル米國及英國ニ對シ不動ノ決意ヲ以テ共同ノ戦争ヲ完
遂シ以テ速ニ人類ニ對スル戰禍ノ波及擴大ヲ停止セシメ惹テ東亞ニ
於ケル平和ヲ合理的基礎ノ下ニ恒久的ニ確立維持セムコトヲ目的ト
シ左ノ通り協定セリ

第一條

日緬兩國ハ相互ニ悠久ナル國家ノ存立發展ヲ尊重スル基礎ニ於テ兩
國間ニ同盟ヲ設定ス

大東亞省

昭和2102、(日本標準規格 B5)

S 1.7.0.0 - 46

249

第二條

緬甸國ハ日本國カ現ニ從事スル東亞ニ於ケル道義ニ基ク新秩序建設
ノ爲ノ戦争ノ完遂カ兩國共同ノ最高目的タルニ鑑ミ之カ爲凡有ル政
治的、經濟的及軍事的協力ヲ爲スヘシ

第三條

第二條ノ實施細目ハ兩國間ノ權限アル官憲間ニ協議決定セラルヘシ

第四條

兩國ハ相互ノ完全ナル了解ニ依ルニ非レハ媾和ヲ爲ササルヘキコト
ヲ約ス

第五條

大東亞省

昭和2102、(日本標準規格 B5)

S 1.7.0.0 - 46

250

極秘

日緬基本關係ニ關スル條約（案）

日緬兩國政府ハ共同戰爭完遂後東亞ニ於テ道義ニ基ク新秩序ヲ建設スル爲ノ核心トシテ不可缺ノ要件タルヘキ兩國間ノ恒久且基本的關係ヲ律スル爲左ノ通り協定セリ

第一條 兩國政府ハ兩國間ノ恒久且緊密ナル關係カ相互ニ國家ノ悠久ナル存立發展ノ爲ニ不可缺ノ基礎タルコトヲ確信シ政治、經濟、文化等各般ニ亘リ緊密ニ協力ス

第二條 日本國政府ハ共同戰爭完結後直チニ緬甸國ニ派遣セラレタル日本國軍隊ヲ撤兵ス

大東亞省

（東東2102）（日本標準規格 B5）

8 1.7.0.0 - 46

252

本條約ハ署名ト同時ニ實施セラルヘク且共同戰爭完遂ニ至ル迄有効トス

タイプライター用複寫用半紙（熱見屋納）

（東東2102）（日本標準規格 B5）

8 1.7.0.0 - 46

251

極秘

一、帝國ハ緬甸國ニ對シ專任ノ特命全權大使ヲ派遣駐在セシム
二、帝國ノ對緬施策ハ軍事ニ關シテハ駐緬陸海軍最高指揮官、其ノ他
ニ關シテハ駐緬全權大使ヲ通シテ之ヲ行ヒ重要ナル事項ハ中央ニ
於テ之ヲ決定ス
但シ當分ノ間現地ニ於ケル對緬施策ノ實施ニ付テハ重要
事項ハ特ニ大本營政府連絡會議ニ於テ擔任區分ヲ定メタルモ
ノヲ除キ駐緬帝國陸海軍最高指揮官統轄シテ之ヲ行フモノトス此ノ
場合ニ於テモ緬甸國政府トノ接觸面ニハ軍事ニ關スルモノヲ除キ

大東亞省

(密索2102) (日本標準時差 15)

1.7.0.0 - 46

253

努メテ大使ヲシテ之ニ當ラシメ獨立ノ政略的效果ヲ大ナラシムル
如ク措置ス
大使ハ其ノ施策實施ニ當リテハ豫メ駐緬陸海軍最高指揮官ト緊密ニ
連絡スルモノトス

大東亞省

(密索2102) (日本標準時差 15)

1.7.0.0 - 46

254

極秘

(乙 案)

一、帝國ハ緬甸國ニ對シ專任特命全權大使ヲ派遣駐劄セシム
二、帝國ノ對緬施策ハ軍事ニ關シテハ駐緬陸海軍最高指揮官、其ノ他
ニ關シテハ駐緬全權大使ヲ通シテ之ヲ行フコトトシ重要ナル事項
ハ中央ニ於テ之ヲ決定ス
但シ當分ノ間現地ニ於ケル對緬施策ノ實施ニ付テハ作戰用兵ニ關
スル事項以外ノ事項ニシテ特ニ中央ニ於テ擔當區分ヲ定メタルモ
ハ外凡テ駐緬帝國陸軍最高指揮官統轄シテ之ヲ行フモノトス此
ノ場合ニ於テモ緬甸國政府トノ接觸面ニハ軍事ニ關スルモノヲ除

大東亞省

(東京2102)(日本領事規程155)

6 1.7.0.0 - 46

255

クノ外努メテ大使ヲシテ之ニ當ラシメ獨立ノ政略的效果ヲ大ナラ
シムル如ク措置ス
大使ハ其ノ施策實施ニ當リテハ豫メ駐緬陸軍最高指揮官ト緊密ニ
連絡スルモノトス

大東亞省

(東京2102)(日本領事規程155)

6 1.7.0.0 - 46

256

REEL No. A-1206

0305

アジア歴史資料センター

極

(内 案)

一、帝國ハ緬甸國ニ對シ專任ノ全權大使ヲ派遣駐劄セシム

二、帝國ノ對緬施策中重要ナル事項ハ中央ニ於テ決定シ軍事ニ關シテハ駐緬陸海軍最高指揮官、其ノ他ニ關シテハ駐緬全權大使ヲ通シ之ヲ行フ

但シ當分ノ間現地ニ於クル對緬施策ノ實施ニ付テハ作戰及用兵ニ關聯スル事項ハ駐緬陸軍最高指揮官、其ノ他ノ事項ハ駐緬陸軍最高指揮官ト豫メ緊密ナル連絡ノ上駐緬全權大使之ヲ行フヲ本則トスルモ緬甸國政府トノ接觸面ニハ努メテ大使ヲシテ之ニ當ラシメ

(案2102)(日本標準規格B5)

大東亞省

8 1.7.0.0 - 46

257

獨立ノ政略的効果ヲ大ナラシムル如ク措置ス

作戰用兵ニ關スル事項ノ範圍ハ駐緬陸軍最高指揮官統轄ノ下ニ之カ區分ヲ定ム

(案2102)(日本標準規格B5)

大東亞省

8 1.7.0.0 - 46

258

大東亞省

(丁 案)

一、帝國ハ緬甸國ニ對シ專任ノ特命全權大使ヲ派遣駐在セシム
二、帝國ノ對緬施策ハ軍事ニ關シテハ駐緬陸海軍最高指揮官具ノ他ニ
關シテハ駐緬大使ヲ通シテ之ヲ行ヒ重要ナル事項ハ中央ニ於テ之
ヲ決定ス

但シ當分ノ間現地ニ於クル對緬施策ハ駐緬帝國陸軍最高指揮官統
轄シテ之ヲ行フコトスルモ作戰用兵ニ關聯セサル事項ハ駐緬帝
國陸軍最高指揮官ト緊密ナル連絡ノ下ニ努メテ大使ヲシテ之ヲ權
任セシムル如ク措置スルト共ニ特ニ緬甸國政府トノ接觸面ニハ大

タイプライター用複寫用半紙(熱見屋稿)

(案2102)(日本標準規格B5)

S 1.70.0 - 46 259

大東亞省

使ラシア之ニ當ラシメ獨立ノ政略的効果ヲ大ナラシムル如ク措置
スルモノトス

タイプライター用複寫用半紙(熱見屋稿)

(案2102)(日本標準規格B5)

S 1.70.0 - 46 260

大東亞省



陸軍案

一、帝國ハ緬甸國ニ對シ專任ノ特命全權大使ヲ派遣駐劄セシム
 二、帝國ノ對緬指導ハ軍事ニ關シテハ駐緬陸海軍最高指揮官、其他ニ
 關シテハ駐緬全權大使ヲ通シテ行フ
 但シ當分ノ間現地ニ於ケル對緬指導ハ駐緬帝國陸軍最高指揮官統
 轄シテ之ヲ行フ

大東亞省

(案第2102)(日本標準規格 B5)

S 1.7.0.0 - 46

261



甲案

一、帝國ハ緬甸國ニ對シ專任ノ特命全權大使ヲ派遣駐在セシム
 二、帝國ノ對緬施策中重要ナル事項ハ中央ニ於テ決定シ軍事ニ關シテ
 ハ駐緬陸海軍最高指揮官、其ノ他ニ關シテハ駐緬全權大使ヲ通シ
 テ之ヲ行フ
 但シ當分ノ間現地ニ於ケル對緬施策ノ實施ハ特ニ中央ニ於テ擔任
 區分ヲ定メラレタルモノヲ除キ駐緬帝國陸軍最高指揮官ノ統轄ノ
 下ニ擔當部門ヲ定メ一元的ニ之ヲ行フモノトシ此ノ場合ニ於テモ
 緬甸國政府トノ接觸面ニハ軍事ニ屬スル(作戰用兵ニ關スル)モ

大東亞省

(案第2102)(日本標準規格 B5)

S 1.7.0.0 - 46

262



ノヲ除クノ外努メテ大使ヲシテ之ニ當ラシメ獨立ノ政略的效果ヲ
大ナラシムル如ク措置ス之カ爲大使ハ事實上駐緬陸海軍最高指揮
官ノ最高顧問ヲ兼ヌルモノトス

大東亞省

(東京2102) (日本標準規格 15)
S 1.7.0.0 - 46

263

乙案

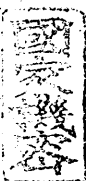
一、帝國ハ緬甸國ニ對シ專任ノ特命全權大使ヲ派遣駐在セシム
ニ帝國ノ對緬施策中重要ナル事項ハ中央ニ於テ決定シ軍事ニ關シテ
ハ駐緬陸海軍最高指揮官其ノ他ニ關シテハ駐緬大使ヲ通シテ之ヲ
行フ

但シ當分ノ間現地ニ於ケル對緬施策ノ實施ハ駐緬帝國陸海軍最高
指揮官統轄シテ之ヲ行フコトスルモ緬甸國政府トノ接觸面ニハ
軍事ニ屬スル(作戰用兵ニ關スル)モノヲ除クノ外努メテ大使ヲ
シテ之ニ當ラシメ獨立ノ政略的效果ヲ大ナラシムル如ク措置スル

大東亞省

(東京2102) (日本標準規格 15)
S 1.7.0.0 - 46

264



丙 案

一、帝國ハ緬甸國ニ對シ專任ノ全權大使ヲ派遣駐劄セシム
 二、帝國ノ對緬施策中重要ナル事項ハ中央ニ於テ決定シ軍事ニ關シテ
 ハ駐緬陸海軍最高指揮官、其ノ他ニ關シテハ駐緬全權大使ヲ通シ
 之ヲ行フ
 但シ當分ノ間現地ニ於ケル對緬施策ハ作戰及用兵ニ關聯スル事項
 ハ駐緬陸海軍最高指揮官、其ノ他ノ事項ハ駐緬陸海軍最高指揮官
 ト協議ノ上駐緬全權大使之ヲ行フ本則トスルモ緬甸國政府トノ
 接觸面ニハ努メテ大使ヲ當ラシメ獨立ノ政略的效果ヲ大ナラシム

大東亞省

(昭和2102)(日本標準規格B5)

S. 1.7.0.0 - 46

266

モノトス

大東亞省

(昭和2102)(日本標準規格B5)

S. 1.7.0.0 - 46

265

REEL No. A-1206

0390

アジア歴史資料センター

(分類 A700 9-39-1)

照合票

第 号

昭和 年 月 日

発信者

受信者

件

大東亞政略指導大綱(案)

(日緬同盟條約案)

原書は左記に在り

記

A門7類0項0目915号

ル如ク措置ス
作戰用兵ニ關スル事項ノ範圍ハ駐緬陸軍最高指揮官統轄ノ下ニ之
カ區分ヲ定ム

大東亞省

(案第2102)(日本標準規格 B5)

S 1.7.0.0 - 46

267

REEL No. A-1206

039

アジア歴史資料センター

(分類 A700 9-39-1)

照合票

第 号

昭和 年 月 日

発信者

受信者

件

名

大东亚政略指導大綱(案)
(日緬同盟條約案)

原書は左記に在り

記

A門7類0項0目9152号

ル如ク措置ス
作戰用兵ニ關スル事項ノ範圍ハ駐緬陸軍最高指揮官統轄ノ下ニ之
カ區分ヲ定ム

資料2102

S 1.7.0.0 - 46

267

REEL No. A-1206

0392

アジア歴史資料センター

國家機密

昭和十八 六 五

日緬間條約締結ニ關スル件

一、獨立ト共ニ締結スルキ日緬間ノ正式條約ハ別紙案ノ趣旨ニ依ル同
盟條約ノミニ止ム

二、帝國軍隊ノ爲ノ便宜供與、施設等ノ擔任、戰時ニ於ケル在緬帝國
陸海軍最高指揮官ノ緬甸國軍ニ對スル指揮權等作戰用兵ニ關スル
事項ニ付テハ在緬帝國陸海軍最高指揮官ノ締結スヘキ軍事協定ニ
依ル

三、兩國ノ事項ニ付テハ努メテ事實上ノ指導權ニ依リ正式取極ノ涉
式ハ之ヲ避ク

S 1.7.0.0 - 46

268

國家機密

昭和十八 六 五

日本國緬甸國間同盟條約案

大日本帝國政府及

緬甸國政府ハ

大東亞ニ於テ道義ニ基ク新秩序ヲ建設シ惹テ世界全般ノ公正ナル新
秩序ノ招來ニ貢獻セシコトヲ期シ
之カ障礙タル一切ノ禍根ヲ芟除スルノ確乎不拔ノ決意ヲ以テ左ノ道
協定セリ

第一條

兩國政府ハ大東亞戰爭完遂ノ爲軍事上、政治上及經濟上完全ナル協
力ヲ爲スヘシ

S 1.7.0.0 - 46

269

第二條

兩國政府ハ大東亞建設ノ爲必要ナル事項ニ付隔意ナキ協議ヲ行フ爲
關係各國ト共ニ定期又ハ隨時ニ會議ヲ開クヘシ

第三條

本條約ノ目的ヲ達成スル爲必要ナル具體的事項ニ關シテハ所要ニ應
シ兩國當該官憲間ニ協議決定セラルヘシ

第四條

本條約ハ署名ノ日ヨリ實施セラルヘシ

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本條約ニ署名
調印セリ

S 1.7.0.0 - 46

270

昭和 年 月 日 即チ 月 日 ニ於テ日本文及

ヲ以テ本書各二通ヲ作成ス

S 1.7.0.0 - 46

271

極秘

緬甸獨立ニ關スル日緬條約締結要領(案)

(昭一八、六、五)

一 立案ノ趣旨

(一) 獨立指導要綱ハニ基キ獨立ト共ニ締結スヘキ日緬間ノ條約ハ必要ノ最少限度ニ止ム

(二) 右條約ハ我方ノ獨立承認ノ意思表示、戰爭完遂ノ爲ノ協力及戰後ノ協力關係ヲ確スル單一ノ「條約」タラシメ附屬協定ヲ設ケ

ス

(三) 右條約ハ對等ノ同盟條約ノ形式トス

ニ 締成及要旨

(一) 前文

第一項ニ於テ帝國政府ノ緬甸國承認ノ意思表示ヲ爲ス

第二項ニ於テ大東亞ノ安寧確保及建設ニ關スル協力關係ヲ規律シ之力障礙ヲ排除スルノ決意ヲ表示ス

S 1.7.0.0 - 46

272

ニ 條文

(一) 大東亞戰爭遂行ノ爲ノ軍事上、政治上及經濟上ノ有ラユル協力ニ關スル規定

(二) 軍事行動繼續中日本軍ノ軍事の措置許可等ニ關スル規定

平和克復シタル場合ノ日本軍ノ撤去ニ關スル規定

(三) 大東亞國際機構設(定)ニ關スル規定

(必要ナル協力措置ヲ審議スル爲大東亞地域各國代表者ト共ニ定期又ハ臨時會合ヲ行フヘキ旨ノ規定)

(四) 條約實施ノ期日及有効期限ニ關スル規定

三 本條約案ト指導要綱(及要領)トノ關係

根本的建前トシテ本條約ハ前記「如ク商業、平等、公開的トナス關係上指導要綱中ノ事項ヲ本條約ヲ以テ大キク包括的ニ規定シ實際的處理ハ事實上ノ指導、緬甸側ノ法制、國際約定ノ形式ニ依ラサル外交文書ノ往復等ニ依リ實現スルモノトス

S 1.7.0.0 - 46

273

國家

陸軍案

一、帝國ハ緬甸國ニ對シ專任ノ特命全權大使ヲ派遣駐劄セシム
ニ、帝國ノ對緬指導ハ軍事ニ關シテハ駐緬陸海軍最高指揮官、其他ニ
關シテハ駐緬全權大使ヲ通シテ行フ
但シ當分ノ間現地ニ於ケル對緬指導ハ駐緬帝國陸軍最高指揮官統
轄シテ之ヲ行フ

大東亞省

(參照2102)(日本標準規程115)

S 1.7.0.0 - 46 275

尙爲念主ナル事項ニ付説明スレハ左ノ如シ
(一)外交上ノ提携(要綱第一二)
政治上ノ協力ニ關スル規定及大東亞協聯機構ニ關スル規定ニ
依ル
(二)軍事上ノ自由行動及協力(要綱第一三)
軍事上ノ協力ニ關スル規定ニ依ル(必要ニ應ジ軍事協定ヲ締結
ス)
(三)經濟、金融、交通通信、交易等ニ關スル協力(要綱一五、一六
一八、一九)
經濟上ノ協力ニ關スル規定ニ依ル
交通通信等ニ關スル事項ニ付テハ軍事上ノ協力ニ關スル規定ニ
依ル場合多カルベシ
(四)顧問ニ關スル事項(要綱第八)
事實上ノ指導又ハ顧問制度等ニ依ル

S 1.7.0.0 - 46 274